

金融グループを巡る環境変化

金融グループの経営形態の多様化

ITイノベーションの急速な進展

金融グループにおける 経営管理の充実

- 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たすべき「機能」を明確化する

(例)

- グループの経営方針の策定
- グループの収益・リスク管理方針、資本政策等の策定
- グループの経営管理体制の構築・運用
- グループのコンプライアンス体制の構築・運用と利益相反管理
- グループの再建計画の構築・運用
(特に、G-SIFIsの場合)

共通・重複業務の集約等を通じた シナジー効果・コスト削減効果の発揮

- 各金融グループのシナジー・コスト削減効果の発揮を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化する

持株会社による共通・重複業務の執行

- システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする

子会社への業務集約の容易化

- 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

グループ内の資金融通の容易化

- グループ内の銀行間での取引について、健全な財務状況の確保や、明確な取引ルールが存在等を前提に、アームズ・レングス・ルールの適用を柔軟化する

ITの進展に伴う 技術革新への対応

- IT分野のイノベーションを戦略的に取り込み、グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする

金融関連IT企業等への出資の容易化

- グループの健全性への影響、優越的地位の濫用や利益相反による弊害のおそれがないこと等を条件に、「金融サービスの向上に資する業務やその可能性のある業務」を行うための会社等への戦略的な出資を可能とする

銀行グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

- システム管理やATM保守などの業務について、グループ内外からの受託を容易にするため、収入依存度規制を緩和する

会社法等との関係

今後の 検討課題

- 金融グループの経営管理のあり方と、会社法等との関係(持株会社の指揮命令権限や子銀行取締役の任務懈怠責任のあり方等)について、今後更に検討を深めていく必要

異業種からの参入との関係

- 銀行業に参入する異業種グループに対する監督のあり方について、金融グループとのイコールフットイング・イノベーション促進との両面を視野に入れつつ、今後更に検討を深めていく必要